平成２４年（フ）第４２０号
埼玉県上尾市大字原市２番地４　早船ハイツ103
債務者　五代儀孝男
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５０２号
さいたま市北区奈良町31番地38　クレセント303
債務者　内田　達也
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６１５号
埼玉県鴻巣市箕田1313番地１　106号室ゴールデンハイムＡ
債務者　宮城　涼子（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７０８号
埼玉県越谷市北越谷３丁目13番21号　アネックス北越谷６―201
債務者　古賀　兼治
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第９７号
埼玉県草加市新善町190番地11
債務者　軽部　　元
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松５丁目８番18号サンフラワー倉松Ⅰ・101
債務者　福士　博明
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
埼玉県春日部市南中曽根956番地１　ハイマートビレッジ206号、旧住所埼玉県春日部市大畑151番地４　103号
債務者　有馬　建彦
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
埼玉県草加市谷塚仲町291番地16
債務者　角濱　由香
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
埼玉県越谷市大字袋山2050番地１　ニートマルイビル703
債務者　平井　　潤
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２２５号
埼玉県越谷市大字大泊1028番地23
債務者　富口　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
岐阜県大垣市外渕２丁目31番地10　ライフステージ外渕Ｂ棟、申立時の住所岐阜県安八郡輪之内町塩喰236番地の３
債務者　久米　勝良
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
岡山県真庭市栗原1700番地２
債務者　才木　友弘
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月９日午前11時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第７７号
北海道旭川市永山６条７丁目６番14号　アルハンブラ103
債務者　市村紀代美（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５号
北海道旭川市東７条２丁目１番７号　アーバンライフ東７条406
債務者　野坂　如衣
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１号
北海道旭川市３条通14丁目723番地　アドヴァンスト３条303号
債務者　伊藤　佐織
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目１番９号宮の杜ハイツ110号室
債務者　小玉　聡美
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部